

感染リスクを有する民衆の追跡管理メカニズム

更新日時2020年4月7日

介入措置	在宅隔離	在宅検疫	自主健康管理
対象	確定診断を受けた者の接触者	海外へ旅行歴のある者	対象1：通報案件（注：ウィルス検査実施案件）であるが、検査結果が陰性であり、且つ、隔離解除条件に符合する者 対象2：コミュニティ・モニタリングの通報検査案件
主管部門等	地方衛生主管機関	地方政府民政局／里長或いは里幹事	衛生主管機関
方法	14日間の在宅隔離 1日2回主体的にモニタリング実施	14日間の在宅検疫 1日1-2回主体的にモニタリング実施	14日間の自主健康管理
協力事項	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生主管機関が「在宅隔離通知書」を発行 ●主管部門が1日2回健康状況を確認 ●隔離期間中、自宅若しくは指定の場所に待機し外出し外出禁止、出境・出国禁止、公共交通機関使用禁止 ●症状のある者は衛生主管機関の手配で受診 ●中央流行疫情指揮中心の予防管理措置に協力しない場合、伝染病防治法に基づき処罰するとともに強制安置する ●隔離期間終了後も、7日間自主健康管理を行うこととする 	<ul style="list-style-type: none"> ●主管機関が「旅客入境健康声明及び在宅検疫通知書」を発行。マスクを着用の上帰宅し在宅検疫を行う ●里長若しくは里幹事は14日間の健康確認のため、毎日電話で健康状態を確認し、健康確認表を記録する ●検疫期間中、自宅若しくは指定の場所に待機し外出禁止、出境・出国禁止、公共交通機関使用禁止 ●症状のある者は指定医療機関へ送り検査を行い、衛生主管機関は主体的にモニタリングを開始する ●中央流行疫情指揮中心の防疫措置に協力しない場合、伝染病防治法に基づいて処罰するとともに、強制安置する ●検疫期間終了後も、7日間自主健康管理を行うこととする 	<ul style="list-style-type: none"> ●無症状者 出来る限り公共の場所への出入りを避け、不要不急の医療及び検査は延期し、外出する際は全行程医療用マスクを着用する。手洗いを励行し、呼吸器の衛生と咳マナーをしっかりと実施する。毎日朝晩検温を行う ●発熱或いは咳、鼻水等の呼吸器症状、身体の不調がある者 必ず医療用マスクを着用し、速やかに受診する。受診時に自主的に接触歴、旅行歴、職業、身近に同様の症状の者がいるか等につき告知する。帰宅後もマスクを着用し、外出を避け、他者と会話する際は1メートル以上の距離を保つ ●受診後、病院を通じ検査の手配をし、帰宅後検査結果が出るまで、自宅に待機し外出しない ●医療関係者は自主健康管理期間、関連の感染管理制御マニュアルに基づき対応する
法令	<ul style="list-style-type: none"> ●伝染病防治法第48条 ●嚴重特殊伝染性肺炎防治及び救済振興特別条例第15条第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ●伝染病防治法第58条 ●嚴重特殊伝染性肺炎防治及び救済振興特別条例第15条第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ●伝染病防治法第48条、第58条 ●伝染病防治法第67条、第69条